

令和 8 年 3 月 31 日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町行政情報公開審査会
会長 金子 匡 良

大磯町情報公開条例第12条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 5 月 16 日付けで諮問された「横溝障害福祉センター「リニューアル工事」の内装工事関係 1 式 6,980,000 円の詳細が判る資料」（以下「本件文書」という。）に係る一部公開決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

大磯町長（以下「実施機関」という。）が、本件文書の開示の請求に対し、一部公開とした決定は妥当である。ただし、本件文書内の費目「什器関係」の合計金額については、これを公開すべきである。

2 審査請求の経過

(1) 行政情報公開請求

審査請求人は、令和 7 年 3 月 3 日付けで、実施機関に対し、大磯町情報公開条例（平成 9 年大磯町条例第 13 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により、「横溝障害福祉センター「リニューアル工事」の内装工事関係 1 式 6,980,000 円の詳細の判る資料」に係る行政情報公開（写しの交付）の請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

(2) 行政情報公開請求に対する決定

実施機関は、本件請求に該当する行政文書として、「横溝障害福祉センター「リニューアル工事」の内訳書」の文書（以下「本件文書」という。）を特定し、その一部を非公開とした上で、令和 7 年 3 月 17 日付けで行政情報一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に行政情報一部公開決定通知書を交付した。

本件文書中、実施機関が非公開とした部分及びその理由は、以下のとおりである。

本件文書のうち、単価及び金額の一部は、生産活動上のノウハウに関する情報及びその他公開することにより、明らかに法人等に不利益を与えると認められる情報であるため、条例第 6 条第 2 号に掲げる「法人その他の団体（国、独立行政法

人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人(以下「個人」という。)の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当すると判断し、これを非公開とした。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和7年4月29日付けで、大磯町長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(4) 審査請求に係る諮問

実施機関は、令和7年5月16日付けで、大磯町行政情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第12条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、実施機関が令和7年3月17日付けで行った本件処分を取り消し、違法に開示されなかった小項目の内装13項目及び什器3項目の単価及び金額の非公開部分の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書(令和7年7月10日付け)における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 非公開とされた部分は、「内容、単価及び金額の一部」となっており、非公開の理由については、大磯町情報公開条例第6条第2号(公開することにより法人等に不利益を与えると認められる情報)としているが、その具体的な理由の記載が無い。

イ 地方自治法第234条第1項及び第2項において、普通地方公共団体の締結する契約について、一般競争入札の方法によるべきことを原則として、随意契約は例外的なものとして位置付けており、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に挙げられた場合に限り許されるものであり、相応の理由がない場合は、認められず違法となる。

ウ 契約に至る過程において、一般競争入札に比べて、高い透明性が求められるものであると同時に、町民及び障害者に今後の使い方を諮って、住民に開放される公益性の高い施設に関する企画競争の実施については、より高い行政の説明責任を求められ、条例第6条第2号ただし書ア、イ及びウに該当するとして、当然公開されるべきである。

ア 当公募型プロポーザル方式は、一般競争入札ではなく、随意契約であり、本件においては、応札は1社であり、応札額は上限額であった。

イ 上限額の設定については見積取得先が1企業であり、信頼性が無く、工事業者や製造業者ではなくカルチュアコンビニエンスクラブ株式会社という運営業者であるから、その見積額は、少なくとも3割程の管理費等の上積みが推測される。

ウ ほとんどが汎用品、汎用工事である中、8台の食卓のワークショップによる生産について、脚の設計ミスで容易に転倒する危険性があり改修をしたこと、表面の保護不足により、塗装がアルコール消毒によって溶け出すという品質不良からすると、本随意契約には高度な知識や技術・創造性はなく、一般競争入札が相応しく、随意契約にする蓋然性は無かった。

エ したがって、法人情報保護の高度な蓋然性がない限り、大磯町情報公開条例第6条第2号ただし書ウの「公開することが公益上必要と認められるもの」に該当し、行政の説明責任の観点からも、内装工事と什器の各々の総額のみならず、項目別に精査し法人情報保護の高度な具体的な蓋然性が無ければ開示すべきである。

以上から、内装工事、什器の総額のみの開示では不足であり、実施の項目別に精査し金額の開示を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された弁明書（令和7年6月17日付け）及び令和7年8月18日の当審査会での説明における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 単価等内訳については、本件処分に至る前に、事業者に対し、「行政情報の公開請求に係る意見聴取依頼書」を送付し、事業者から「行政情報の公開請求に関する意見書」を収受している。同意見書によれば、単価等の内訳については、その設定において事業者の営業判断が反映されているものであり、「営業秘密」として事業活動において有用な営業情報であると考えられ、公開することにより事業者に不利益が生じることが危惧されることから、条例第6条第2号に該当するものと判断しているとのことであった。

以上の意見を考慮の上、上記の「2 審査請求の経過 (2) 行政情報公開請求に対する決定」において示した判断に至ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 本文書について

実施機関は、本文書の内装工事に関する単価内訳情報が条例第6条第2号に該当すると判断し、非公開と決定しているため、以下、非公開情報の

該当性の適否を検討する。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

ア 条例第6条第2号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人（以下「個人」という。）の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」については、非公開とすることができると規定している。

イ 非公開とされた内訳金額に関する情報は、事業者の事業の遂行・展開のための重要な経営情報の一つであり、公開することにより事業者に不利益が生じ、その結果として事業展開に支障が生じるおそれがある。また、内装工事の内訳金額は、事業者にとっての営業上・技術上のノウハウを元に独自に設定するものであり、この情報を競合する他社等に知られることで、経営上の競争環境の下では、経営上の大きな影響及び法人に不利益を与えるおそれがあることなど、法人の事業活動に不利益となる内容が記載されているものと認められる。よって、本件文書のうち、非公開とされた情報は条例第6条第2号に該当するため、実施機関の判断は妥当である。

ウ ただし、本件文書内に掲載されている什器関係の合計金額については、審査請求人が行った別の行政情報公開請求の結果、既に公開されている情報と照らし合わせれば、容易に知ることができるものであり、また合計金額が公開されても、各什器の単価が推測されるものではなく、法人の事業活動に不利益を与えるとは認められないため、公開すべきである。

(3) 結論

以上、審査会としては、「1 審査会の結論」に示すとおり答申する。